

【懲戒処分について（減給）】

・所属部局	町長部局
・職種等	副主幹 男性
・事案概要	業務上の話し合いの中で、特定の職員に対し、威圧的な言動を繰り返した。また、当該職員が執務を行っている部屋に荷物などを投げ込み室内に入れなくし、当該職員に精神的な苦痛を与えた。（当該職員は精神疾患に罹患し病休中）
・処分内容	減給 1 / 10 2か月
・処分年月日	令和8年1月26日